

市内中小企業者等への事業継続等支援事業（1）

（羽島市中小企業者等事業継続応援金）

申請受付期間:補正予算確定後～12月28日まで（予定）

① **事業概要** 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも各種融資を活用し事業の継続に取り組む市内事業者へ応援金を支給する。

② 事業スキーム・検討事項

- ・支給対象者 : ①羽島市内に所在がある事業所の事業主
②**新型コロナウイルス感染症に関連して対象となる下記の融資のいずれかを受けている者のうち、売上高が20%以上減少している者**
 - ◇セーフティネット保証4号、5号、または危機関連保証に係る融資（民間金融機関）
 - ◆新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）
 - ◇小規模事業者経営改善資金融資（通称：新型コロナウイルス対策マル経：日本政策金融公庫）
 - ◆危機対応融資（商工組合中央金庫の融資）

・支給金額 : **一律5万円** ★1事業主当たり1回

・手続きの流れ:



③ 事業規模・財源

○事業費総額:

応援金（45,000千円） + 賃金（1,651千円） + 消耗品費（30千円） = 46,681千円

- ・応援金 : 申請件数（900件） × 5万円 = 45,000,000円
- ・賃金 : 1,651千円（会計年度職員 2名 × 897円 × 5.75時間 × 20日 × 8月）
- ・消耗品費 : 3万円

★申請件数の見込み（①+②）

＜①実績値＞ 3月～6月の期間の認定件数・・・約500件

セーフティネット保証4号（315件）、セーフティネット保証5号（24件）、危機関連保証（106件）
新型+コロナウイルス対策マル経（13件）、その他（新型コロナウイルス感染症特別貸付・危機対応融資）

＜②推計値＞ 7月～9月までの申請見込み件数・・・約400件 融資の申請件数（125件/1カ月） × 3カ月 = 375件